

4 公園の沿革

- 昭和 52 年 9 月 県営松本運動公園が開設される。
- 昭和 53 年 10 月 第 33 回国民体育大会秋季大会(やまびこ国体)が、松本運動公園を会場に長野県で開催される。
- 平成 3 年 1 月 広域的スポーツ・レクリエーションニーズに対応するとともに、松本空港周辺環境整備を図るため、県下初の県営広域公園「松本平広域公園緑地」が 148.7ha の規模で都市計画決定される。(既設の松本運動公園を含む)
- 平成 5 年 5 月 広域公園のターミナルゾーン予定地に、信州博覧会のメイン会場となる「グローバルドーム」等博覧会施設が完成する。
- 平成 5 年 7 月 建設省「地域イベント推進事業」第 1 号に認定された信州博覧会が、9 月 26 日までの日程で開催される。
- 平成 6 年 2 月 財団法人長野県公園公社設立の発起人会が開催される。松本平広域公園の愛称及び同公園の施設として存続されることになったグローバルドームの名称が、公募によりそれぞれ「信州スカイパーク」・「やまびこドーム」と決定される。
- 平成 6 年 4 月 松本平広域公園 50.5ha(競技スポーツゾーン《旧松本運動公園》・ターミナルゾーン《信州博覧会会場》)が供用開始される。
- 平成 6 年 7 月 ファミリースポーツゾーン(南管理棟ほか)、花のプロムナードゾーン合わせて 22.0ha が供用開始される。(延面積 72.5ha)
- 平成 7 年 4 月 ターミナルゾーン(展望台ほか)3.1ha が供用開始される。(延面積 75.6ha)
- 平成 7 年 6 月 野と花のゾーン(信州花の広場ほか)12.4ha が供用開始される。(延面積 88.0ha)
- 平成 7 年 9 月 ファミリースポーツゾーン(多目的広場)、野と花のゾーン(迷園)及びみどりの交流ゾーン(多目的広場)合わせて 6.6ha が供用開始される。(延面積 94.6ha)
- 平成 8 年 3 月 競技スポーツゾーン内に「ゆったりトイレ」3 棟が完成する。
ファミリースポーツゾーン(芝生広場)、野と花のゾーン(ワイルドフラワー園ほか)及びみどりのプロムナードゾーン合わせて 21.9ha が供用開始される。(延面積 116.5ha)
- 平成 8 年 12 月 陸上競技場及び補助競技場の大規模改修工事が完了する。
- 平成 9 年 3 月 競技スポーツゾーン内に「ゆったりトイレ」4 棟が完成する。

- 平成9年 4月 松本平広域公園の都市計画決定面積が、149.9ha(みどりの交流ゾーン1.2ha増加)に変更される。
みどりの交流ゾーン(街かど広場)1.9haが供用開始される。
(延面積118.4ha)
ファミリースポーツゾーン有料施設利用者が10万人に達する。
- 平成9年 7月 競技スポーツゾーン内に第14号駐車場(普通車88台)が完成する。
- 平成9年10月 社団法人日本公園緑地協会主催の「第13回都市公園コンクール《管理運営部門》」で建設省都市局長賞を受賞する。
- 平成10年3月 みどりの交流ゾーン「街かど広場」から、競技スポーツゾーン「庭球場」までの園路(L=500m、W=3.0m)が整備され、一部県道土合松本線の歩道を利用するものの松本空港沿いに公園内を一周できるコースが完成する。
- 平成11年4月 競技スポーツゾーン(防災備蓄倉庫)0.3haが供用開始される。
(延面積118.7ha)
- 平成12年4月 松本平広域公園みどりの交流ゾーン(花木広場、親しみ広場、芝生グラウンド)10.0haが供用開始され、公社が管理運営業務を受託する。
(延面積128,8ha)
- 平成13年4月 松本平広域公園みどりの交流ゾーン(総合球技場、東エリア)11.8haが供用開始される。(延面積140.6ha)
- 平成13年9月 松本平広域公園ターミナルゾーン(松本市図書館建設地)0.2haが県営公園の区域から除外される。(延面積140.4ha)
- 平成14年10月 松本平広域公園みどりの交流ゾーン(東エリア)1.2haが供用開始される。(延面積141.6ha)
- 平成18年 3月 財団法人 長野県公園公社が解散する。
- 平成18年 4月 指定管理者制度を導入。

資料3 公園施設小規模修繕実績(平成31年度(令和元年度)～令和4年度)
(指定管理者実績)

年 度	件数	金 額
平成31年度 (令和元年度)	47件	14,190,962円
令和2年度	18件	8,434,699円
令和3年度	30件	11,806,031円
令和4年度	27件	11,880,997円

資料4 条例で定めるスポーツ施設等の利用料金の額

1 陸上競技場、補助競技場、相撲競技場、庭球競技場

区 分			金 額				
			陸上競技場	補助競技場	相撲競技場	役員室	庭球競技場
専用する場 合	入場料を徴収して利用する場合	午前8時30分から正午まで	円 15,300	—	—	—	—
		正午から午後5時まで	円 23,400	—	—	—	—
		午前8時30分から午後5時まで	円 38,700	—	—	—	—
		超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。） 1時間につき	円 4,600	—	—	—	—
専用しない場 合	入場料を徴収しないで利用する場合	午前8時30分から正午まで	円 5,300	円 4,300	円 700	円 900	コート1面について 1,400円
		正午から午後5時まで	円 7,600	円 5,300	円 900	円 2,000	〃 1,600円
		午前8時30分から午後5時まで	円 12,900	円 8,600	円 1,400	円 2,900	〃 2,900円
		午後5時から午後9時まで	円 6,100	—	—	円 2,000	〃 1,400円
		超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。） 1時間につき	円 1,500	円 1,000	—	円 400	円 400

専用しない場合	午前8時30分から正午まで	一般	1人について	150円	—	1人について	300円
		小・中学生及び高校生	〃	50円	—	〃	100円
	正午から午後5時まで	一般	〃	150円	—	〃	300円
		小・中学生及び高校生	〃	50円	—	〃	100円
	午前8時30分から午後5時まで	一般	〃	300円	—	〃	600円
		小・中学生及び高校生	〃	100円	—	〃	200円
	午後5時から午後8時まで	一般			—		—
		小・中学生及び高校生			—		—

2 体育館

区分				金額						
				午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで	超過時間 (超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。) 1時間につき
全部を利用する場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	第1 体育館	15,300円	21,400円	26,500円	36,700円	47,900円	63,200円	4,700円
			第2 体育館	7,400円	10,200円	12,200円	17,600円	22,400円	29,800円	2,200円
	上記以外に利用する場合		第1 体育館	64,200円	85,600円	107,000円	149,800円	192,600円	256,800円	19,400円
			第2 体育館	31,600円	41,800円	51,900円	73,400円	93,700円	125,300円	9,300円

入 場 料 を 徴 収 し な い で 利 用 す る 場 合	アマチュ アスポー ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合	第1 体育館	4,300円	5,300円	6,500円	9,600円	11,800円	16,100円	1,200円
		第2 体育館	2,100円	2,600円	3,200円	4,700円	5,800円	7,900円	600円
	上記以外 に利用す る場合	第1 体育館	15,300円	21,400円	26,500円	36,700円	47,900円	63,200円	4,600円
		第2 体育館	7,400円	10,200円	12,200円	17,600円	22,400円	29,800円	2,200円
一 部 を 利 用 す る 場 合	専用する場合		全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額						
	専用しない 場合	一般	1人1回について 150円						
		小・中 学生及 び高校 生	1人1回について 50円						

3 球技場

区 分		金 額				
		午前8時30分から 正午まで	正午から午後5時 まで	午前8時30分から 午後5時まで	超過時間（超過時間が 1時間未満のときは1 時間とし、超過時間に 1時間未満の端数があ るときは切り上げるも のとする。） 1時間につき	
グ ラ ウ ン ド	専用する場 合	円 4,300	円 5,300	円 8,600	円 1,100	
	専用し ない 場 合	一般	1人について 150円	1人について 150円	1人について 300円	—
		小・中学 生及び高 校生	” 50円	” 50円	” 100円	—
第1多目的室						
第2多目的室		700円	1,400円	2,100円	300円	

第3多目的室				
第4多目的室				
観覧室	600円	1,300円	1,900円	300円

4 総合球技場

区 分			金 額						
			午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	超過時間 (超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。) 1時間につき
グラウンド	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	円 23,400	円 44,800	円 51,900	円 68,200	円 96,700	円 120,100	円 9,300
	上記以外に利用する場合	入場料の総額に100分の10を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。ただし、その額が29万9,100円に満たないときは、29万9,100円とする。							
ウインド	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	円 11,200	円 22,400	円 26,500	円 33,600	円 48,900	円 60,100	円 4,600
		一般	円 5,800	円 11,200	円 12,200	円 17,000	円 23,400	円 29,200	円 2,200
		小・中学生及び高校生	円 58,100	円 110,000	円 130,000	円 169,100	円 241,000	円 299,100	円 23,400
第1多目的室			円 3,100	円 6,200	円 6,900	円 9,300	円 13,100	円 16,200	円 1,200
第2多目的室			円 900	円 2,000	円 2,100	円 2,900	円 4,100	円 5,000	円 400
第1会議室			円 900	円 2,000	円 2,200	円 2,900	円 4,200	円 5,100	円 400
第2会議室									
第3会議室									
第4会議室									
第5会議室									
第6会議室									
第7会議室									
第8会議室			円 1,300	円 2,600	円 3,000	円 3,900	円 5,600	円 6,900	円 500
第9会議室			円 900	円 2,000	円 2,100	円 2,900	円 4,100	円 5,000	円 400
第10会議室			円 2,000	円 4,000	円 4,500	円 6,000	円 8,500	円 10,500	円 800

特別会議室	円 4,800	円 9,500	円 10,200	円 14,300	円 19,700	円 24,500	円 1,800
観覧室	円 10,200	円 21,400	円 24,400	円 31,600	円 45,800	円 56,000	円 4,300

- (備考) 1 多目的室とグラウンドとを併せて利用する場合にあっては、グラウンドを利用する場合の額とする。
- 2 準備等のために、午後9時30分から翌日の午前9時までの間に利用する場合は、知事が別に定める額とする。

5 芝生グラウンド

区 分	金 額			
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。）1時間につき
専用する場合	円 3,500	円 6,900	円 10,400	円 1,200

6 やまびこドーム

区 分	金 額								
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。）1時間につき		
全部をグラウンドを利用す	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	円 21,400	円 41,800	円 46,900	円 63,200	円 88,700	円 110,100	円 8,500
	上記以外に利用する場合	平日	円 106,000	円 214,000	円 239,000	円 320,000	円 453,000	円 559,000	円 42,800
		日曜日、土曜日及び休日	円 127,000	円 256,000	円 288,000	円 383,000	円 544,000	円 671,000	円 51,900

ド る 場 合	入場料 を徴収 しない で利用 する場 合	アマチュ アスポー ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合	一般	円	円	円	円	円	円	円	
				10,200	21,400	24,400	31,600	45,800	56,000	4,300	
			小・中学 生及び高 校生	円	円	円	円	円	円	円	円
				5,200	10,200	11,200	15,400	21,400	26,600	2,000	
一 部 を 利 用 す る 場 合	テニス コート として 専用す る場合	一般	コート1面2時間について	円	円	円	円	円	円	円	
				2,100円							
			小・中学生及び高 校生	コート1面2時間について	円	円	円	円	円	円	円
			1,000円								
専 用 し な い 場 合	専用し ない場 合	一般	1人2時間について	円	円	円	円	円	円	円	
				400円							
		小・中学生及び高 校生	1人2時間について	円	円	円	円	円	円	円	
			200円								
第1会議室				円	円	円	円	円	円	円	
				1,500	3,200	3,600	4,700	6,800	8,300	600	
第2会議室				円	円	円	円	円	円	円	
				1,200	2,500	2,900	3,700	5,400	6,600	500	
第3会議室				円	円	円	円	円	円	円	
				400	800	900	1,200	1,700	2,100	200	
第4会議室				円	円	円	円	円	円	円	
				1,200	1,800	1,600	3,000	3,400	4,600	400	

- (備考) 1 「平日」とは、月曜日から金曜日（2に規定する休日を除く。）をいう。
2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
3 入場料を徴収しないで営業のために利用する場合は、入場料を徴収して利用する場合の額とする。
4 準備等のために、午後9時30分から翌日の午前9時までの間に利用する場合は、知事が別に定める額とする。

7 東管理棟

区分	金 額						
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。） 1時間につき
会議室	円 800	円 1,600	円 1,900	円 2,400	円 3,500	円 4,300	円 300
ホール	4,200	8,400	9,600	12,600	18,000	22,200	1,700

8 パターゴルフ場

区 分	金 額	
	9ホール	18ホール
一般	1人1回について 600円	1人1回について 1,000円
小・中学生及び高校生	1人1回について 300円	1人1回について 500円

9 準備等のために、総合球技場及びやまびこドームを午後9時30分から翌日午前9時までの間に利用する場合の利用料金

区 分	単 位	金 額
総合球技場グラウンドを利用する場合	1時間までごとに	6,800円
やまびこドームグラウンドを全部利用する場合	1時間までごとに	6,400円

10 陸上競技場、補助競技場、庭球競技場、体育館及び総合球技場の備品を利用する場合

備 品 名	単 位	金 額
陸上競技用器具	1点 1回について	60円
	1式 1回について	4,000円
バスケットボール用器具	1組 1回について	410円
バレーボール用器具	1組 1回について	410円
庭球用器具	1組 1回について	410円
ハンドボール用器具	1組 1回について	410円
体操用器具	1種目 1回について	250円
卓球用器具	1組 1回について	150円
バドミントン用器具	1組 1回について	150円
電光得点表示盤	1組 1回について	410円
拡声装置	1式 1回について	2,600円
大型映像装置	1式 1時間までごとに	6,400円

放送設備	1式 1時間までごとに	2,300円
折りたたみ椅子	1脚 1回について	10円
机	1脚 1回について	20円

備考 陸上競技用器具「1式」とは、競技場を専用して競技大会等を行う場合に利用する陸上競技用器具のすべてをいう。

11 やまびこドームの備品を利用する場合

備品名	単 位	金 額
庭球用器具	1組 1回について	410円
ミニサッカー用器具	1組 1回について	410円
ソフトボール用器具	1組 1回について	810円
バドミントン用器具	1組 1回について	150円
ゲートボール用器具	1組 1回について	150円
可動式ステージ	1式 1回について	1,200円
音調吸音板	1式 1回について	2,600円
放送設備	1式 1時間について	710円

12 ランニングステーションの備品を利用する場合

備品名	単 位	金 額
シャワー及びロッカー	1回について	600円

13 照明を利用する場合

区 分	単 位	金 額	
陸上競技場	1時間までごとに	2,200円	
庭球競技場	1コート1時間までごとに	200円	
総合球技場グラウンド	1時間までごとに	1,500ルクス点灯	16,300円
		1,000ルクス点灯	12,200円
		750ルクス点灯	10,200円
		500ルクス点灯	7,300円
		200ルクス点灯	3,500円
やまびこドームグラウンド	全部利用する場合 1時間までごとに	全点灯	5,000円
		2分の1点灯	2,500円
		4分の1点灯	1,200円

14 冷房又は暖房を利用する場合の利用料金

区 分	単 位	金 額	
体育館	1時間までごとに	6,900円	
球技場	1時間までごとに	第1多目的室	100円
		第2多目的室	
		第3多目的室	
		第4多目的室	
		第1多目的室	500円
		第2多目的室	
		第1会議室	200円

総合球技場	第2会議室	1時間までごとに	
	第3会議室		
	第4会議室		
	第5会議室		200円
	第6会議室		
	第7会議室		
	第8会議室		200円
	第9会議室		100円
	第10会議室		300円
	特別会議室		200円
	観覧室		400円
やまびこドーム	第1会議室	1時間までごとに	200円
	第2会議室		200円
	第3会議室		100円
東管理棟	会議室	1時間までごとに	100円
	ホール		700円
宿泊施設		1人1夜について	100円

15 電気器具の持込みをして電力を利用する場合

区 分	単 位	金 額
スポーツ施設等	電気器具の定格消費電力の合計が 1キロワット1時間までごとに	20円

資料5 松本平広域公園内の食堂、売店及び自動販売機設置状況

区 分	場 所	許可の種類	使用料 (R4実績)	備 考
食堂 売店（菓子、 ジュース等）	南管理棟内	公園施設の設置	27,583円	83日間
	みどりの交流ゾーン休憩棟		13,320円	18日間
	ターミナルゾーン		1,137円	82日間
	ランニングステーション内		116,082円	121日間
自動販売機 （ジュース）	総合球技場内	公園施設の設置	35,079円	3台
	体育館内		26,061円	3台
	やまびこドーム内		19,960円	2台
	南管理棟		80,866円	3台
	東管理棟		72,625円	1台
	ランニングステーション		70,034円	1台
	ファミリースポーツゾーン		2,530円	3台
	みどりの交流ゾーン		10,124円	13台
	競技スポーツゾーン		10,126円	9台
	野と花のゾーン、花のプロム ナードゾーン、ターミナルゾ ーン、みどりのプロムナード		16,872円	21台

売店の備考欄の日数は、開店日数である。

資料6 松本平広域公園内の自転車、用具貸出事業の概要

事業名	貸出用具	利用者数 (R4実績)	収入 (R4実績)
自転車貸出事業	サイクリング自転車 (143台) おもしろ自転車 (44台) 二人乗り自転車 (15台) 電動補助自転車 (12台) 一輪車 (3台) 車いす搭載自転車 (1台)	47,017人	12,570,750円
バッテリーカー貸出事業	パトカータイプ、 レーシングカータイプ等 (8台)	21,334人	1,720,000円
ニュースポーツ用具等貸出事業	フライングディスクゴルフ、 ペタンク、ホースシューズ、 グラウンドゴルフ、クローケー等 マレットゴルフ (スコアカード含む)	1,056人	246,200円
		1,913人	196,620円

資料7 スポーツ施設等利用実績及び収入状況 (平成31年度 (令和元年度) ~令和4年度)

1 平成31年度 (令和元年度)

施設名	利用人数 (人)			収入金額 (円)
	専用	個人	合計	
総合球技場 (アルウィン)	327,274	-	327,274	41,299,260
陸上競技場	69,302	7,567	76,869	5,650,530
補助競技場	31,185	-	31,185	796,140
庭球競技場	11,709	728	12,437	3,608,830
体育館	82,971	635	83,606	6,960,910
球技場	8,247	-	8,247	696,670
やまびこドーム	114,879	185	115,064	21,932,350
パターゴルフ場	-	1,741	1,741	1,114,300
その他※	8,661	-	8,661	5,600
合計	654,228	10,856	665,084	82,064,590

※相撲競技場、多目的広場

2 令和2年度

施設名	利用人数(人)			収入金額 (円)
	専用	個人	合計	
総合球技場(アライン)	128,225	-	128,225	15,619,710
陸上競技場	20,684	8,212	28,896	2,432,225
補助競技場	6,258	-	6,258	373,250
庭球競技場	10,110	764	10,874	3,547,430
体育館	33,978	918	34,896	4,984,940
球技場	4,700	-	4,700	514,280
やまびこドーム	30,996	224	31,220	9,496,990
パターゴルフ場	-	1,603	1,603	1,064,700
その他※	5,556	-	5,556	0
合計	240,507	11,721	252,228	38,033,525

※相撲競技場、多目的広場

3 令和3年度

施設名	利用人数(人)			収入金額 (円)
	専用	個人	合計	
総合球技場(アライン)	156,384	-	156,384	18,069,460
陸上競技場	24,800	5,257	30,057	4,563,315
補助競技場	10,621	-	10,621	769,560
庭球競技場	10,807	441	11,248	3,727,210
体育館	42,006	375	42,381	7,631,240
球技場	4,347	625	4,972	724,900
やまびこドーム	26,469	59	26,528	9,728,190
パターゴルフ場	-	1,706	1,706	1,184,200
その他※	6,767	-	6,767	0
合計	282,201	8,463	290,664	46,398,075

※相撲競技場、多目的広場

4 令和4年度

施設名	利用人数(人)			収入金額 (円)
	専用	個人	合計	
総合球技場(アルウィン)	191,629	-	191,629	26,016,930
陸上競技場	28,857	4,164	33,021	2,906,555
補助競技場	10,968	101	11,069	635,240
庭球競技場	6,008	179	6,187	1,815,930
体育館	11,822	95	11,917	1,366,830
球技場	5,628	-	5,628	871,940
やまびこドーム	44,188	11	44,199	11,732,440
東管理棟(ホール)	2,003	-	2,003	687,860
ランニングステーション	-	986	986	419,300
パターゴルフ場	-	2,098	2,098	1,481,000
その他※	8,236	-	8,236	1,400
合計	309,339	7,634	316,973	47,935,425

※相撲競技場、多目的広場

資料8 指定管理料(平成31年度(令和元年度)～令和5年度)

年度	指定管理料
平成31年度 (令和元年度)	399,364,000円
令和2年度	426,052,000円
令和3年度	427,609,000円
令和4年度	417,250,000円
令和5年度	411,598,000円